

虐待防止のための指針

グリーンヒル千代田

(令和3年4月)

1. 虐待防止に関する考え方

当施設では、利用者の人権を遵守し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切ケアを一切行わないこととする。又虐待の発生防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれを認識し本指針を遵守して、高齢者福祉の増進に努めるものとする。

【虐待の定義】

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れがある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 介護放棄（ネグレスト）

利用者を虚弱させるような著しい減食又は長時間の放置、前3項に掲げる行為と同様の行為に放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止に向けた組織体制

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり『身体拘束廃止・虐待防止委員会』を設置します。

(1) 委員会の審議事項

①委員会の組織に関すること

②虐待の防止の為の指針の整備に関すること

③虐待の防止の為の職員の研修に関すること

④虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備について

⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策及びその効果についての評価に関すること

⑥審議された内容を周知するとともに、虐待防止対策が適正に行われるよう必要な措置を講じるものとする

(2) 身体拘束廃止・虐待防止委員会の構成

ア) 施設長 イ) 介護職員 ウ) 看護職員 エ) 生活相談員 オ) 介護支援専門員

(3) 委員会の開催

・1ヶ月に1回定期開催とする。但し必要な場合は随時開催します。

3. 虐待が発生した場合の報告・対応に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに施設長及び市へ報告するとともに、その原因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性が高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先する。

4. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や施設管理者等への報告を行う。
- (2) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、施設管理者及び市に第一報として報告を行うとともに、施設管理者は家族に誠意をもって対応し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨を伝えることとする。
- (3) 施設管理者は、委員会で論議した虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族等及び市に報告する。

4. 虐待防止のための職員教育・研修に関する事項

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) この指針に基づく研修は、年2回実施するとともに、新任者には必ず行い研修内容については記録を残すものとする。

5. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、苦情解決第三者委員会、市、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

5. 利用者に対する当該方針の閲覧に関する事項

当該方針については、だれでも閲覧できるように事業所に備え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

6. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

4に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

付 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。